

# 外国人のための税務相談会 2019

豊橋市国際交流協会では、外国人のための税務相談会をポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語の通訳付きで開催します。



- ① 2018年に年末調整を受けていない方
- ② 転職か、無職になった方
- ③ 扶養家族の申請をしなかった方（扶養家族のため外国へ送金を含む）
- ④ 2か所以上の職場から給与をもらった方
- ⑤ 世帯合計で一定額以上の医療費を支払った方（10万円以上）
- ⑥ 世帯合計で12,000円の以上OTC医薬品を購入された方
- ⑦ 国民健康保険や生命保険に加入していて、控除していない方

**と き :** 平成31年2月3日(日) / 2月10日(日) 10:00~16:00

**場 所 :** 豊橋市役所13階 講堂

**通 訳 :** ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語

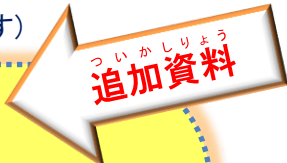
**予 約 :** 必ず必要（電話、メール）

**定 員 :** 一日に80名まで（先着順）

**主 催 :** 豊橋市（豊橋市国際交流協会受託）

**共 催 :** 東海税理士会豊橋支部、NPO法人ABT豊橋ブラジル協会、TFA豊橋フィリピン協会

必要な書類（書類は申告の内容により異なります）



## 必要な書類（全員）

- 1. 源泉徴収票（原本）
- 2. 在留カード(+両面コピー)
- 3. マイナンバー(+両面コピー)
- 4. 銀行の通帳 (+コピー)
- 5. 印鑑

### 日本の扶養家族

- ・ 家族全員の在留カードとマイナンバー (+ 両面コピー)

### 海外の扶養家族（海外送金）

- ・ 出生証明書や結婚証明書（必ず原本で日本語の訳付き）
- ・ 送金依頼書(各扶養)

### 医療費

- ・ 医療機関発行の領収書、OTC医薬品のレシートや領収書（12000円以上）+健診等の証明書

### 医療保険、生命保険

- ・ 国民保険、社会保険、生命保険の支払額のわかるもの

### 住宅ローン控除

- ・ 住宅借入金等特別控除額の計算明細書、住宅ローンの年末残高等証明書

### 予約・問合せ:

豊橋市国際交流協会（駅前大通2-33-1 開発ビル3階）

電話番号: 0532-55-3671 (10:00~17:00) メール: guida@tia.aichi.jp